

新潟県仏通信

平成26年7月 第11号

平成26年7月発行

発行者

新潟県仏教会会長 和田博祐

県仏事務局 古川真丈

事務局住所

〒943-0892

新潟県上越市寺町3丁目1-14

性宗寺内

電話 025-523-6453

FAX 025-521-5440

印刷所 サクラ印刷株式会社

会長挨拶

新潟県仏教会会長 和田博祐

今季の新潟県の冬は比較的小雪で大きな被害もなく過ぎたかと思えます。関東、甲信地方においては予期せぬ豪雪で多大な被害が報道されました。予期せぬ出来事にも対応できる準備の必要性を感じました。

会員の皆様におかれましては法務に公務にお忙しい日々を送っておられること存じます。おかげ様で会長の職も早一年が経過いたしました。本当に中身の濃い一年でした。

先日、の理事会に於いては遠方ご出席いただいた理事方々には感謝申し上げます。来年は高田の親校会期間中に開催したいと考えています。

新潟県仏教会への思い、発展に活発な御意見、アドバイスをいただき有難うございました。特に現在直面している仏教寺院の諸問題に対しては講習会を開催したかどうかの発言がありました。具体的には仏教の伝統的な様式、教えを軽視、簡略化した葬儀式の作法、本堂での葬儀がほとんどない等の意見が話し合われました。

都市部においては町村合併後も地域仏教会が合併できない地域が多いことが議題にあ

がりました。

また、地域仏教会の名称は現存するが活動実績のない仏教会が多くあることも報告されました。

会費収入については相変わらず苦しい状況に変わりなく今後は個人会員の方々の協力を重視する方向が確認されました。

最後に住職、副住職の退職金積立の現状を新潟市仏教会から報告があり県仏でも前向きな方向で進めて参りたいと思います。

また、全日本仏教会、県仏教会入会のメリットは何かとの質問があり、地域仏教会では解決できない宗教法人法の知識、税務署の対応等に対して権限のある大きな組織で対応できると回答がありました。

私たちは日々の忙しさに追われ無意味に過ぎていることが多いように感じます。当にその日暮らします。「明日は明日の風が吹く」ではいけない今の仏教全般の状況ではないでしょうか。

今こそ地域仏教会の活動を見直し団結して原点に帰った活動を願うばかりです。

「やり直しのきかぬ人生だが
見直しはできる」

金子大空
身に染みるお言葉です。

寺院用仏具・仏壇・製造修復販売



光放

● 本社・工場

〒940-0625 新潟県長岡市高畑町617

TEL 0258(33)5644 FAX 0120-174176 FAX 0258(32)7149

● 新潟店

〒950-0941 新潟県新潟市中央区女池2-2-11

TEL 025(280)1550 FAX 025(281)8790

— 日本の心をカタチに —

www.yoshiundo.co.jp



吉運堂

寺院用具 | お仏壇 | 墓石

新潟県で
No.1 ・22店舗ネットワーク
・専門資格保有数160

本社 新潟市南区戸頭1347-1 TEL 025(372)1138代

平成25年度新潟県仏教会事業報告 平成26年4月17日

【1】新潟県仏教会

開催日	事業	会場	参加者	備考
平成25年4月26日	新潟県仏教会理事会	ホテルイカサ	14名	定例会議3/27
7月10日	県仏通第9号発行	事務局(性宗寺)	5名	定例会議3回
平成26年2月10日	県仏通第10号発行	事務局(性宗寺)	5名	定例会議3回

【2】全日本仏教会

*役員就任(評議委員:会長)

開催日	事業	会場	参加者	備考
平成25年10月16、17日	第42回全日本仏教徒大会	高野山金剛峰寺	1名	会長

【3】人権関係

*役員就任(人権・同和センター理事:会長)

開催日	事業	会場	参加者	備考
平成25年4月11日	新潟県人権・同和センター理事会	新潟市役所	会長	
5月14日	新潟県人権・同和センター総会	東区プラザ	会長	
6月12日	新潟県人権・同和センター理事会	新潟市役所	副会長	
6月18日	新潟県人権・同和センター理事会	新潟市役所	副会長	
12月10日	「いのち愛・人権」展	新潟市文化センター	会長	一週間の開催
平成26年3月7日	新潟県人権・同和センター理事会	新潟市役所	会長	

【4】その他

開催日	事業	会場	参加者	備考

【その他】 ☆ホームページの更新(眞谷理事担当)

☆県仏会員拡大

☆市町村仏教会の充実

平成25年度新潟県仏教会決算書 平成26年4月17日

[収入総額] 1,065,643 円 [支出総額] 932,065 円 [差引残高] 133,578 円

【収 入】

△は減を示す(単位:円)

項 目	25年度 予算額	25年度 決算額	比 較 (増減)	備 考
1 雑 収 入	426,581	426,581	0	前年度より
2 会 費 収 入	500,000	259,500	△240,500	個人会員増減、団体費未収
3 寄 付 金	200,000	159,500	△40,500	319名
4 過年度分収入	0	0	0	未収会費など
5 雑 収 入	200,000	220,062	20,062	広告協賛7社、利子
6 雑 入 金	0	0	0	
合 計	1,326,581	1,065,643	△260,938	

【支 出】

△は減を示す(単位:円)

項 目	25年度 予算額	25年度 決算額	比 較 (増減)	備 考
1 事務通信費	200,000	116,447	△83,553	経費、文具事務用品等
2 旅 費	200,000	86,790	△113,210	交通費、宿泊費等
3 会 議 費	100,000	107,400	7,400	会議手帳、会場費等
4 事 業 費	160,000	136,400	△23,600	県仏通第10号印刷費
5 負 担 金	300,000	305,315	5,315	全日本仏教会年会費他
6 修 繕 費	0	0	0	
7 予 備 費	366,581	179,713	△186,868	広告代・保管金他
合 計	1,326,581	932,065	△394,516	

上記収支の結果、相違ないことを確認しました。

平成26年4月17日

監事 小林一三 印

眞谷誠祐 印

平成26年度新潟県仏教会事業計画 平成26年4月17日

【1】新潟県仏教会

開催日	事業	会場	参加者	備考
平成26年4月17日	新潟県仏教会理事会	ホテルイカサ	14名	定例会議3/19
7月10日	県仏通第11号発行	事務局(性宗寺)	5名	定例会議4/
平成26年2月10日	県仏通第12号発行	事務局(性宗寺)	5名	定例会議5/
3月	新潟県仏教会理事会第9回定例会議			

【2】全日本仏教会

*役員就任(評議委員:会長)

開催日	事業	会場	参加者	備考
平成26年10月	第43回全日本仏教徒大会		会長	

【3】人権関係

*役員就任(人権・同和センター理事:会長)

開催日	事業	会場	参加者	備考
平成26年4月	新潟県人権・同和センター理事会	新潟市役所	会長	
5月	新潟県人権・同和センター総会	東区プラザ	会長	
6月	新潟県人権・同和センター理事会		会長	
10月	新潟県人権・同和センター理事会		会長	
12月	「いのち愛・人権」展		会長	

【4】その他

開催日	事業	会場	参加者	備考

【その他】 ☆ホームページの更新(眞谷理事担当)

☆県仏会員拡大

☆市町村仏教会の充実

平成26年度新潟県仏教会予算書 平成26年4月17日

[収入総額] 1,000,000 円 [支出総額] 1,000,000 円 [差引残高] 0 円

【収 入】

△は減を示す(単位:円)

項 目	25年度 予算額	25年度 決算額	26年度 予算額	備 考
1 雑 収 入	426,581	426,581	133,578	前年度より
2 会 費 収 入	500,000	259,500	260,000	個人会員増減、団体費未収
3 寄 付 金	200,000	159,500	160,000	個人会員より
4 過年度分収入	0	0	200,000	未収会費など
5 雑 収 入	200,000	220,062	246,422	広告協賛会社、利子
6 雑 入 金	0	0	0	
合 計	1,326,581	1,065,643	1,000,000	

【支 出】

△は減を示す(単位:円)

項 目	25年度 予算額	25年度 決算額	26年度 予算額	備 考
1 事務通信費	200,000	116,447	130,000	経費、文具事務用品等
2 旅 費	200,000	86,790	100,000	交通費、宿泊費等
3 会 議 費	100,000	107,400	120,000	経費、会場費等
4 事 業 費	160,000	136,400	150,000	県仏通第10号印刷費
5 負 担 金	300,000	305,315	310,000	全日本仏教会年会費他
6 修 繕 費	0	0	1,000	
予 備 費	366,581	179,713	189,000	広告代・保管金他
合 計	1,326,581	932,065	1,000,000	

平成25年度新潟県仏教会 役員名簿

No.	役 職	氏 名	寺院名	所 属	郵便番号	住 所	電話番号	備 考
1	会 長	和田 博祐	性宗寺	高田仏教会	943-0892	上越市寺町 3-1-14	025-523-6453	
2	副会長	河合 正樹	願随寺	新潟市仏教会	951-8075	新潟市中央区元祝町 4828	025-223-2884	地域会長
3	*	近藤 龍弘	安善寺	長岡仏教会	940-0052	長岡市神田町 1-4-10	0258-32-2811	地域会長
4	*	直江 智成	林覚寺	直江津仏教会	942-0001	上越市中央 4-17-13	025-543-4424	地域会長
5	*	寺崎 敬道	宝光寺	新発田仏教会	957-0055	新発田市源町 2-4-17	0254-22-4376	地域会長
6	顧問	中村 啓誠	徳聖寺	長岡仏教会	940-0074	長岡市上田町 2-25	0258-33-1586	
7	*	加藤 朝雄	広大寺	新潟市仏教会	956-0847	新潟市秋葉区古津 601	0250-22-4136	
8	理 事	今湊 良信	勝念寺	新潟市仏教会	951-8061	新潟市中央区西堀通 7-1558	025-222-0470	
9	*	阿部 正機	観音寺	新潟市仏教会	956-0862	新潟市秋葉区新町 2-5-51	0250-22-1384	
10	*	桑原 俊恵	善積寺	新潟市仏教会	956-0826	新潟市秋葉区岡田 297	0250-23-0267	地域会長
11	*	廣川 和宏	高念寺	新潟市仏教会	950-1258	新潟市南区吉江 617	025-372-2008	
12	*	浅 平 真	浄徳寺	新潟市仏教会	950-0075	新潟市中央区沼垂東 4-5-1	025-243-6030	
13	*	桑原 弘光	瑞光寺	新潟市仏教会	951-8061	新潟市中央区西堀通 3-797	025-229-4336	
14	*	篠原 真二	城願寺	新潟市仏教会	951-8061	新潟市西蒲区巻甲 2383-3	0256-72-2082	
15	*	藤由 秋一	福浄寺	新潟市仏教会	950-1121	新潟市西区板井 547	025-377-3526	
16	*	村山 祐信	順信寺	新潟市仏教会	950-0003	新潟市東区下山 2-489-3	025-273-6644	
17	*	渡 辺 学	明正寺	新潟市仏教会	950-3321	新潟市北区墓塚 3211	025-387-2559	
18	*	五十嵐紀典	大榮寺	新潟市仏教会	950-0205	新潟市江南区沢海	025-385-2032	地域会長
19	*	木 曾 隆	長永寺	長岡仏教会	940-0075	長岡市渡里町 1-2	0258-33-0804	地域会長
20	*	小林 秀徳	延命寺	長岡仏教会	940-0883	長岡市小曾根町 2193	0258-24-5296	地域副会長
21	*	松野 秀則	善行寺	長岡仏教会	940-0076	長岡市本町 3-1-18	0258-33-0804	地域監事
22	*	若 槻 司	正覚寺	長岡仏教会	940-0053	長岡市長町 2-550	0258-33-0770	地域事務局長
23	*	老野生常昭	本覚寺	高田仏教会	943-0832	上越市本町 7-4-17	025-523-3404	地域会長
24	*	知野 東悟	耕泰寺	加茂仏教会	959-1353	加茂市五番町 16-26	0256-52-1185	地域会長
25	*	五十嵐紀典	大榮寺	横越仏教会	950-0205	新潟市江南区沢海	025-385-2032	地域会長
26	*	田代 省正	福楽寺	三条仏教会	955-0013	三条市井栗 1-24-1	0256-38-2016	地域会長
27	*	廣嶋 通為	不染寺	新潟市仏教会	956-0802	新潟市秋葉区七日町 1745	0250-22-3352	地域会長
28	*	船岡 芳美	慈眼寺	小千谷仏教会	947-0027	小千谷市平成 2-3-35	025-882-2495	地域会長
29	*	山田 隆一	龍昌寺	中魚沼・十日町	949-8202	中魚沼郡津南町芦ヶ崎甲 1836	025-765-2422	地域会長
30	*	桑原 行弘	龍源寺	中魚沼・十日町	949-8311	中魚沼郡津南町中深見 1118	025-765-3055	地域幹事
31	*	平澤 俊一	智徳寺	見附仏教会	954-0053	見附市本町 30-8-20	0258-62-0742	地域会長
32	*	竹内 越州	東林寺	村上仏教会	958-0851	村上市羽黒町 8-10	0254-52-4768	地域会長
33	*	山本 義範	西福寺	燕市仏教会	959-1262	燕市水道町 3-10-17	0256-63-5509	地域会長
34	*	星 秀 純	妙楽院	栃尾仏教会	940-0145	長岡市栃尾 2831	0258-52-1255	地域会長
35	*	朝日 正顕	新井別院	妙高仏教会	944-0048	妙高市下町 5-3	0255-72-2519	地域会長
36	*	八木 文昌	教願寺	東頸仏教会	942-0541	上越市安塚小黒 1211	0255-92-2314	地域会長
37	*	太田 道光	光明院	能生地区仏教会	949-1352	糸魚川市能生 4873	025-566-2414	地域会長
38	監 事	小林 一三	普談寺	新潟市仏教会	956-0835	新潟市秋葉区朝日 2503	0250-22-2439	
39	*	真谷 誠祐	林徳寺	新潟市仏教会	950-0101	新潟市江南区江口 3409	025-276-3456	
40	事務局長	古川 真丈	龍泉寺	直江津仏教会	942-0001	上越市中央 2-1-11	025-543-2608	
41	事務局	豊 島 信	西光寺	高田仏教会	943-0833	上越市大町 1-4-29	025-523-7500	
42	*	楠 顕 英	常念寺	高田仏教会	943-0841	上越市南本町 1-4-8	025-525-5086	

本物と未来へ 伝統技術の専門メーカー

仏壇・墓石・神輿

TOA トーア 株式会社

TEL 0120-00-1930 FAX (0258) 21-3830

本社／新潟県長岡市寺島町 8 1 7

長岡本店 (0258) 28-1930
 長岡本町店 (0258) 38-1930
 新潟竹尾店 (025) 272-1930
 上 越 店 (025) 522-0139
 南 魚 沼 店 (025) 772-8193
 中之島工場 (0258) 66-5193
 石材工場 (0258) 27-2113

【親鸞となむの大地】展を鑑賞して

上越市中央四十七十三

真宗大谷派 林覚寺

住職 直江智成

新潟親鸞学会等が中心となつて数年前より準備・企画してきました。標記【親鸞となむの大地】展が四月二十六日より長岡市の新潟県立歴史博物館で開催されました。主催発表によれば約三万四千人の観覧であつたとの事。大成功であつたと思います。

ところで、私自身が少なからず関わってきたこともあり、非常に強い関心と期待を持って鑑賞に臨んだこととであります。開催前日の二十五日のオープニングセレモニーに続く内覧会、そして林覚寺として企画した五月二十八日と六月五日の鑑賞旅行として三回ほど見学する機会を持ったことです。人口約二百三十万人の新潟県には約一千ヶ寺の浄土真宗の寺院が有ります。四

千万人余の人口を有する首都圏の寺院数に匹敵すると思われまふ。何故なのか。

念仏弾圧によつて三十五歳で越後へご流罪。約七年間の越後での生活。この間に恵信尼との結婚がありました。都から遠く離れたこの辺地で、初めて本物の「海」に接し、又「いななかの人々」

或は「群萌」と後に記される、雑草の如くたくましく生きる人たちと出遇つて、此処にこそ念仏の教えが働くことと実感されたのでしょうか。

やがて故有つて関東に赴かれます。多くの農民達も追隨され、関東の大地の開拓にたずさわったように考えられます。その地にあっては多くの弟子・信者が誕生し後の真宗教団の礎が整つてゆきます。

鎌倉・室町・戦国の時代

を経て蓮如上人のご化導もあり、全国的にお念仏の聲が広がって行きますと、この越後にも越後平野を始め、頸城の大地の多くは湿地帯で田畑の難しいところでありましたが、新田開拓として真宗門徒が進出してまいります。そこに道場、やがては寺院へと開法の間所を求めたのです。従つて越後の真宗寺院の多くは江戸時代の初期に開創されたか、或は信濃が北陸から移つて来たのです。

二〇一一年の親鸞聖人七百五十回忌を機に全国的に親鸞展・本願寺展等が開催され、国宝・重要文化財級の文物を鑑賞する機会が何回となくありました。その回は越後ならではの法宝物が展示され、この地に生活する真宗門徒にとつてはとて有る意義な、価値ある物に触れることが出来ました。

高田の浄興寺に伝えられ

た親鸞聖人の頂骨と納められた六角宝塔、恵信尼の越後より京都で聖人のお世話をしていた末娘覚信尼に宛てられたお手紙等、普段ではまず見ることの出来ない文物。又、県内の由緒寺院に

伝わる文物。

越後七不思議の由来・信心に関わる争議・上杉謙信と教団との確執と和合・別院の創建・宗派内の離合集散。本願寺再建に関わるご門徒の奉仕との記録・毛綱や猷木の図絵等にこの頸城・蒲原に生活してきた真宗門徒のたくましい姿を偲ぶ事が出来ました。

今日、親鸞の教えを身に受けて、釈尊以来二千五百



年を超えて伝え来った仏教の中にあって、私自身の有り様を問い返さずにはおれません。私たちのご先祖様達が培われた歴史を思い起こし、我が身の生活を振り返るよすがになれば幸いと念願する次第です。また県内外からの多くの訪れた方の今後の信心への決ぎに寄与する事と信じます。

お 願 い

新潟県仏会費領収書について
新潟県仏教会年会費は郵便振替のみとさせていただきます。
いております。

尚、領収書の発行は県仏では業務の簡素化、経費削減のため省かせていただきます。

振込控証にて領収証明させていただきますのでどうか御理解ください。

事務局

お 知 ら せ

県仏ではジブラルタル保険株式会社による宗教法人（月払い団体扱い）制度保険の加入を検討しています。既に新潟市仏教会は加入されておりますが、住職・副住職の将来の退職金としてまた、弔慰金、将来の寺院運営と生活基盤の安定確保に考えていますので各地区での説明会を検討致します。

会長



幸せとやすらぎの心を創る
鈴木佛壇店

白根本店 / 〒950-1223 新潟市南区白根日の出町10-8
TEL (025) 373-4155(代) FAX 373-4157
営業時間 AM9:00~PM6:00
<http://www.suzukibutsudan.co.jp/>

新発田店 / 新発田市城北町2丁目9-18 TEL (0254) 22-1020
長岡店 / 長岡市古正寺字新田637-1 TEL (0258) 29-6400
小針店 / 新潟市西区小針4丁目5-13 TEL (025) 233-3135
竹尾店 / 新潟市東区はなみずき2丁目9-22 TEL (025) 279-1237
阿賀野店 / 阿賀野市庄ヶ宮662-17 TEL (0250) 62-8890
五泉店 / 五泉市薬島634-4 TEL (0250) 47-3668

■全店駐車場完備しております。お気軽にご来店下さい。

創ることにこだわり続ける廣川だから
お客様と世代を越えて
おつきあいさせていただきます。

◎全宗協加盟・仏壇公正取引協議会会員・仏匠会会員 JA指定

金仏壇製造元 | 御家庭之尊厳 | 寺院用荘厳具・仏具取扱

お仏壇と墓石の **廣川**

◆本社ショールーム

〒940-2035 長岡市関原町5丁目5番地
☎0258-46-2020(代)

◆上越店

☎025-525-6660(代)

◆小出店

☎025-792-8424(代)

◆墓石展示場

☎0258-47-2010

高田別院様前
お仏壇・京仏具・法衣の

ひき や どう
久家堂

〒943-0892 新潟県上越市寺町2-25-31

TEL.025-524-1661 / FAX.025-522-3783

残したい、心の遺産。

■全日本宗教用具協同組合加盟店
■伝統工芸士 ■一級木造技能士

■白根仏壇協同組合加盟店
■一級石匠技能士

■全国仏教墓塔研究会会員
■一級土木施工管理技士

■日本石材産業協会会員
■一級お墓ディレクター在籍

■仏事コーディネーター在籍



福宝

白根店 TEL 025-362-1657
新発田店 TEL 0254-26-3455
新潟店 TEL 025-275-7712
佐渡店 TEL 0259-63-4588
五泉店 TEL 0250-43-5500
燕三条店 TEL 0256-61-5757
長岡店 TEL 0258-86-7670

白根店 TEL 0257-32-2511
南魚沼店 TEL 025-781-6550
上越店 TEL 025-522-8600
糸魚川店 TEL 025-552-2916
仏壇工場 TEL 025-362-1666
石材工場 TEL 025-362-3434



金・仏・通・信
金・仏・通・信



◆◆◆◆ 最近の税務調査について ◆◆◆◆ —— 支出根拠の明確化 ——

出張旅費について

出張した費用について帳簿に出金の記録が残っていたが、旅費規程はなく、仮払金もしくは出張日当の金額の根拠が曖昧であった。また、宗教法人の業務における出張と確認できる根拠がなかった。

税務調査で指摘

業務における出張の事実確認がとれない場合は、個人的な旅行と捉えられても仕方ない。住職個人の所得とみなされ、所得税額の修正を指摘された。

法人によっては、ひと月に何回も出張が入ることがあるかと思いますが。その場では交通費や宿泊費の金額を覚えていますが、出張後の法務が忙しく、すぐ次の出張が入ったりすると、いつのまにか精算処理が滞ってしまったということがあるかもしれません。しかし業務における出張である以上、法人が費用を支出するわけですから、きちんと精算しなければなりません。

まずは、業務における出張なのかどうかを明確にしておくことが大切です。たとえば、ご本山・宗務庁・支所などからの案内状があれば、その書類を保管しておけば良いわけです。出金伝票に添付しておけば、さらに良いでしょう。また、そのような書類がない場合には、たとえば法類の会合や、恒例法要への出仕など、出張の目的を出金伝票に記入してください。

宿泊先のホテルや、タクシーを使った際に渡される領収書はきちんと受け取り、新幹線や電車の切符購入の際のように領収書が出されにくい場合などは、しっかりと金額をメモしておきましょう。また、ホテルから受け取った領収書の金額の中に、部屋の冷蔵庫の飲料代など、私的に使った費用が入らないようご注意ください。それと、日当については社会通念上合理的な金額であれば問題がないかと思いますが。

また、法人に旅費規程を導入することもご一考ください。各ご宗派の規程を参考にして作成されるとよいと思います。旅費規程を作成することにより、法人から支出される金額の根拠が明確になり、事務処理の軽減にも繋がります。それと日当は全額費用となりますから、受け取った個人としては所得税がかかります。導入に関しては、作成した旅費規程を役員会議において承認を受けなければなりません。また、役員会議の議事録の作成と役員の署名捺印が必要です。

本会顧問弁護士 長谷川正浩 監修

指定寄附金制度延長のお知らせ

東日本大震災で被災した建物等に係る指定寄附金制度が平成29年3月31日まで延長になりました(財務省告示第401号)。

包括宗教法人・被包括宗教法人様におかれましては是非ご活用いただきたくご検討ください。

*指定寄附金制度の概要については文化庁ホームページ (http://www.bunka.go.jp/shukyouhoujin/pdf/higashinon_kifukin.pdf) をご覧ください。

*詳しくは、都道府県庁の宗教法人事務主管部局または 文化庁 03-5253-4111 (内線3038 植月) までお問合せください。